

「児童手当 現況届」をかいて、ゆうびんで、だしてください。

しめきり：6月30日（月曜日）

現況届（げんきょうとどけ）は、6月分からの児童手当をもらえるかをはんだんするための、たいせつなものです。**ださないと、手当がもらえません。かならずしめきりまでに、だしてください。**

令和7年6月1日 のときのことを、書いてください。Romaji で書いてもいいです。

※いんさつにまちがいがあるときや、かきまちがえたときは、せんをひいて、かきなおしてください。

受給者(手当をもらっている人で手紙のあてなの人)

【みんな確認するところ】
ふりがな、性別、生年月日

【みんな書くところ】
氏名、電話番号(昼間つながる番号)、勤務先

【あてはまる人だけ書くもの】
2025年1月1日の住所(いまの住所とちがうとき)、加入する年金等(2歳までのこどもがいる人)

配偶者(はいぐうしゃ)

【みんな書くところ】
氏名、生年月日、電話番号(昼間つながる番号)、勤務先、住所(同居か別居に☐)

【あてはまる人だけ書くもの】
住所(受給者とちがうとき)、2025年1月1日の住所(いまの住所とちがうとき)

お子さま(こども)

【みんな書くところ】
続柄、住所、監護有/無*

*こどものめんどうをみていたら、「有」です。

【あてはまる人だけ書くもの】
生計関係*(2007年4月2日よりあとに生まれた子)、生計費負担(2003年4月2日~2007年4月1日生まれた子)

*受給者が父か母のときは「同一」、ちがうときは「維持」です。

〒471-8501
市西町3丁目60番地

太郎 様
書番号(00010-12345678)

市長様 令和7年度 児童手当 現況届

※現在と異なる場合に記入してください

トヨタ タロウ
豊田 太郎

性別 男 生年月日 平成 元年 1月 1日

電話番号 090-1234-1234

令和7年1月1日時点の住所

勤務先 豊田株式会社

厚生年金 ☒ 国民年金 ☐ その他()

この紙で、手当をもらう人をかえられません。

記入日(書いた日)

記入日 令和7年 6月 9日

配偶者

トヨタ ハナコ
豊田 花子

氏名

生年月日 昭和 平成 年 1月 2日

電話番号 090-1234-5678

職業 ☐会社員 ☒主婦

勤務先 豊田市役所

同居 ☒ 別居 ☐

住所

令和7年1月1日時点の住所

※上欄と異なる場合に記入してください

配偶者(はいぐうしゃ)がいないときは、書かなくてよいです。

書いてください

子さま ※受給者が養育する令和7年5月31日~平成15年4月2日生まれの子全員について記入してください。

氏名	性別	生年月日	続柄	住所	監護有無	高校生年代以下のみ 生計関係	大学生年代のみ 生計費負担
日 春斗	男	平成15年 6月 1日	子	同居 別居・留学	有 無	同一・維持	有 無
日 夏子	女	平成17年 7月10日	子	同居 別居・留学	有 無	同一・維持	有 無
豊田 秋子	男	平成19年 9月 1日	子	同居 別居・留学	有 無	同一・維持	有 無
日 冬斗	女	平成21年10月 5日	子	同居 別居・留学	有 無	同一・維持	有 無
日 愛子	女	令和 6年 5月20日	孫	同居 別居・留学	有 無	同一・維持	有 無
同居 別居・留学					有 無	同一・維持	有 無

※氏名が長くすべて印字されていない場合は、追記してください。

立書

養育 高校生年代以下の児童の続柄が「子」以外の方のみ記入してください

孫の親が未成年のため、私が孫の監護をしています。

食費、家賃等の児童の養育に関する費用を負担し、日常生活上の世話・必要な保護を行っています。

別居監護 ※高校生年代以下の児童と別居している方のみ記入してください

住民票上別居している児童の住所 名古屋市〇〇区〇〇 〇〇〇寮 102号室

児童の進学のため

申立書 (2007年4月2日よりあとに生まれたこどもが当てはまれば書く。)

監護養育：こどもの続柄が「子」でない人だけ書いてください。

別居監護：こどもと別居している人だけ書いてください。

審査（しんさ）の結果（けっか）について

昨年までは結果（けっか）のはがきを送っていましたが、**今回からは送りません。**

6月30日までに紙を出して、内容に問題がなかった人には、8月14日（木曜日）に手当を振込します。通帳などで確認してください。

審査で金額がかわる人や確認が必要な人には手紙を送ります。とどいたら必ず見てください。

みほん（裏面）

監護相当・生計費の負担についての確認書

ふりがな 氏名	申立人による状況（いずれかに○）※	生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（
とよた はると 豊田 春斗	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（
個人番号	職業等（いずれかに○）※	通学先 （学生の場合のみ）
1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	学生 ・ 無職 ・ その他	令和 年 月
ふりがな 氏名	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）
とよた なつこ 豊田 夏子	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（
個人番号		卒業予定時期 （学生の場合のみ）
7 8 9 1 2 3 4		令和 年 月
ふりがな 氏名	申立人による監護相当の状況（いずれかに○）	申立人による生計費の負担の状況 （該当するものすべてに○）
とよた はると 豊田 春斗	1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他（	1.生活費（食費、家賃等） 2.学費 3.その他（
個人番号		卒業予定時期 （学生の場合のみ）
1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	学生 ・ 無職 ・ その他	令和 年 月

生活費（せいかつひ）などのめんどろをみている 2003 年 4 月 2 日～2007 年 4 月 1 日
生まれの子がいたら、書いてください。書いていない 2003 年 4 月 2 日～2007 年
4 月 1 日生まれの子は、手当の人数にかぞえません。

確認書

氏名、ふりがな、申立人による監護相当の状況、申立人による生計費の負担の状況、個人番号、職業等 を書いてください。

【学生に○をつけた人だけ】
通学先、卒業予定時期 も書いてください。

（参考）4 年制大学卒業年月	
現在 1 年生	令和 11 年 3 月
2 年生	令和 10 年 3 月
3 年生	令和 9 年 3 月
4 年生	令和 8 年 3 月

子どもが、仕事をしたり結婚して、生活費などのめんどろを
みなくなったときは、「児童手当 額改定届」を
出してください。QR コードから紙を印刷して
書いて、現況届といっしょに出してください。



ここに○があれば、
必ず書いてください。

申立書（一時出国）

（1）で「居住していない」（日本にいない）、または、
（2）で「出国する予定」をえらんだ人は、
出国した日、日本にもどる予定の日、出国した人の名前、
出国理由を書いてください。
※出国のあいだは、手当を振込しません。日本に戻ってきたら、家族みんなのパスポートをもっておやこ応援課に来て
ください。パスポートの確認をしたあと、手当を振込します。

次の質問に回答してください。

（1）児童は令和7年6月1日時点で日本国内に居住していますか？○をつけてください。

居住している

居住していない

（2）これから日本を出国予定ですか？○をつけてください。

出国しない

出国する予定

質問は終わります。今後出国するときは、おやこ応援課に教えてください。

しゅつこく日 出国日	令和 7 年 8 月 1 日	にほんにゅうこくよていび 日本入国予定日	令和 7 年 8 月 10 日
しゅつこくしゃしめい 出国者氏名	豊田 秋子、豊田 愛子		
しゅつこくりゆう 出国理由	愛子の父の実家に遊びに行くため		

わたしの こども は しゅつこく しますが、しゅつこく してから 1 ねん いないに にほん に きこく よてい です。
しゅつこく きかん が 1 ねん を こえた ばあい や、きよじゅう の じったい が かいがいの ばあい は、じどうてあて
の しかく を そうしつ します。よぶん に うけとった てあて が ある ばあい は そのぶん を へんのう します。

【よくある質問】

Q なぜ 19～22 歳の子どもの名前が書いてあるのですか？

A 手当の金額は 0 円ですが、下の子の手当の金額に関係があるかもしれないので書いています。

Q 子どもが住民票（じゅうみんひょう）はおいたままで、じっさいちがう場所に住んでいます。このとき、「同居」と「別居」どちらですか？

A 住民票が受給者と同じ場所なら「同居」です。日本国内に実際いないときは、申立書（一時出国）にそのことを書いてください。

Q 6 月に豊田市からちがう市に引っ越しましたが、現況届は出さないといけませんか？

A 豊田市から 6 月分の手当をもらうためには、紙を出す必要があります。

問合せ・郵便の送り先 豊田市役所おやこ応援課

住所 〒471-8501 豊田市西町 3—6 0 電話 0565-34-6966（平日 8:30～17:15）

「Formulário de Renovação do Auxílio Infantil」 Preencher e enviar através dos correios – Prazo: até dia 30 de junho (segunda – feira)

"O formulário de renovação do Auxílio Infantil é importante para decidir se você poderá receber o auxílio infantil a partir de junho. Se não enviar, não poderá receber o auxílio. Certifique-se de enviá-lo dentro do prazo."

Preencha as informações conforme a situação em 1º de junho de 2025.

※Em caso de erro na impressão, ou de preenchimento, risque com uma linha e escreva a informação correta.

Beneficiário (pessoa que recebe o benefício e o destinatário da carta)
[Itens a verificar]
Furigana, sexo, data de nascimento

[Itens a preencher]
Nome, Tel. (nº de contato diurno), local de trabalho

[Preenchido somente pelas pessoas enquadrada]
Endereço em 1º de janeiro de 2025 (escrever somente se diferir com o atual) Tipo de aposentadoria (somente para as pessoas que tenham filhos de até 2 anos)

Conjuge
[Preenchimento obrigatório]
Nome, data de nascimento, tel (nº de contato diurno), local de trabalho, endereço (marcar ☐同居 ou ☐別居 marcar se moram ou não juntos)

[Preencher somente a quem se enquadra]
Endereço (Caso diferir com o do beneficiário), endereço de 1º de janeiro de 2025 (Caso diferir com o endereço atual)

Criança (kodomo)
[Preenchimento obrigatório]
Parentesco, endereço, custódia Sim/Não*
* Se estiver cuidando da criança, marque 「有」.

[Preencher apenas a quem se enquadra]
Relação de sustento*
(Nascidos após dia 02 de abril de 2007),
Responsável pelo sustento (pela criança nascidas entre 02 de abril de 2003 à 1º de abril de 2007)
* Circule 「同一」 se o beneficiário for pai ou mãe, circule 「維持」 se for outra pessoa.

〒471-8501
市西町3丁目60番地
太郎 様
書番号 (00010 - 12345678)

Neste documento não é possível alterar a pessoa que recebe o benefício

Data do preenchimento

記入日 令和7年 6 月 9 日

市長様 令和7年度 児童手当 現況届
私と同居する又は生計を同じくする者の課税資料等を確認されることに同意します。

※太枠内を記入してください。

トヨタ タロウ	
豊田 太郎	
性別	男
生年月日	平成 元年 1 月 1 日
電話番号	090-1234-1234
令和7年1月1日時点住所	※現在と異なる場合に記入してください
勤務先	豊田株式会社
勤務先住所	豊田株式会社
保険証又は資格確認書等を裏面に添付してください。	
児童手当の受給者	☐ 地方公務員共済 ☐ 国民年金 ☐ その他 ()
児童手当の受給者	☐ 非被用者

子さま ※受給者が養育する令和7年5月31日～平成15年4月2日生まれの子全員について記入してください。

氏名	性別	生年月日	続柄	住所	監護有無	高校生年代以下のみの生計関係	大学生年代のみの生計費負担
日 春斗	男	平成15年 6 月 1 日	子	同居 別居・留学	有・無	同一・維持	有・無
日 夏子	女	平成17年 7 月 10 日	子	同居 別居・留学	有・無	同一・維持	有・無
豊田 秋子	男	平成19年 9 月 1 日	子	同居 別居・留学	有・無	同一・維持	有・無
日 冬斗	女	平成21年10月 5 日	子	同居 別居・留学	有・無	同一・維持	有・無
日 愛子	女	令和 6 年 5 月 20 日	孫	同居 別居・留学	有・無	同一・維持	有・無
同居・別居・留学	有・無	同一・維持	有・無				

※氏名が長くすべて印字されていない場合は、追記してください。

立書

養育	別居監護
※高校生年代以下の児童の続柄が「子」以外の方のみ記入してください	※高校生年代以下の児童と別居している方のみ記入してください
児童を監護していることと理由	住居票上別居している児童の住所
食費、家賃等の児童の養育に関する費用を負担し、日常生活上の世話・必要な保護を行っています。	別居の理由
	児童の進学のため

Declaração: (Preencher apenas se tiver crianças nascidas após 2 de abril de 2007 e que se enquadram nas situações abaixo)
Custódia e Criação : Preencher apenas se a relação com a criança Não for "filho/filha"
Custódia em residência distintas : preencher apenas se a criança morar separado

Modelo (Frente)

トヨタ ハナコ

氏名 豊田 花子

生年月日 昭和 平成 年 1 月 2 日

電話番号 090-1234-5678

職業 ☐会社員 ☒主婦

勤務先 豊田市役所

住所 ☒同居 ☐別居

令和7年1月1日時点の住所

Se não tiver cônjuge ou se estiver no exterior, não é necessário preencher

Preencher o verso também

Quanto a verificação e o resultado

A partir deste ano não será mais enviado o cartão postal com o resultado da renovação.
Para os que entregarem o formulário até **até 30 de junho, e não houverem problemas no conteúdo, o pagamento será efetuado no dia 14 de agosto** (quinta-feira). Por favor verificar com a caderneta do banco entre outros.

Caso o valor seja alterado após a verificação, ou necessite de mais verificações enviaremos uma carta. Ao receber certifique-se de verificar

Se tiver arcando com as despesas de sustento (como custo de vida) de uma criança nascida entre 2 de abril de 2003 e 1º de 2007, favor escrever no formulário. Crianças nascidas neste período, que não forem mencionadas não serão incluídas no número de benefício do Auxílio

Modelo (Verso)

監護相当・生計費の負担についての確認書

ふりがな 氏名	とよた はると 豊田 春斗		1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3.その他 ()	1.生活費 (食費、家賃等) 2.学費 3.その他 ()
個人番号	職業等 (いずれかに○) ※		通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)
1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	学生 ・ 無職 ・ その他			令和 年 月
ふりがな				
当立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)				
大学生年代1				
大学生年代2	7 8			
大学生年代3				
個人番号	職業等 (いずれかに○) ※		通学生	卒業予定時期 (学生の場合のみ)
学生 ・ 無職 ・				年 月

Quando a criança começar a trabalhar ou se casar, e não for mais o responsável pelas despesas de sustento, como custo de vida, envie o [Formulário de Alteração do valor do Auxílio Infantil Jido Teate Gaku Kaitei Todoke]
Imprima o formulário pelo QR code, preencha e mande junto com o formulário de renovação.



Se houver um círculo aqui, preencha sem falta

Declaração Preencher as seguintes informações: Nome, furigana, Escreva sobre a guarda, as despesas, nº do my number e a ocupação.

[somente para os que circularam "estudante"]
Escreva a escola/universidade e a data prevista de formatura

(参考) 4年制大学卒業年月

現在1年生	令和11年3月
2年生	令和10年3月
3年生	令和9年3月
4年生	令和8年3月

Declaración (Saida temporária do País)

Se houver um círculo aqui preencha sem falta

Responda as seguintes questões:

(1) A criança reside no Japão em 1º de junho do ano 2025? ☐ Circle

Reside

Não reside

(2) Tem a previsão de sair do Japão em breve? ☐ Circle

Não

Sim

(Perguntas Finalizadas. ↓ Não é necessário preencher esta parte)

Para aqueles que estão fora do país ou planejam sair, por favor, preencha.

Data da partida	令和 7 年 8 月 1 日	Previsão da volta ao Japão	令和 7 年 8 月 10 日
Nome da pessoa que vai partir	豊田 秋子、豊田 愛子		
Motivo da partida	愛子の父の実家に遊びに行くため		

Declaração (Saida temporária do País)

(1) As pessoas que escolheram 「Não reside」 (Não está no Japão) ou,

(2) 「Planeja sair do Japão」, devem preencher as seguintes informações:

Data de saída do país, a data prevista de retorno ao Japão, nome da pessoa que saiu do país e o motivo da saída.

※Durante o período em que estiver fora do país o auxílio não será depositado, quando retornar ao Japão, leve os passaportes de toda a família à Divisão de Assistência à Familiar e após a verificação o auxílio será creditado

[Perguntas Frequentes]

Q Porque crianças de 19 a 22 anos estão inscritos?

A "O valor do benefício é de 0 ienes, mas pode estar relacionado ao valor do benefício do filho mais novo, por isso está inscrito.

Q "A criança mantém o registro residencial (jūminhyō) no local, mas na verdade mora em outro lugar. Nesse caso, é considerado 'morando junto' ou 'morando separado'?"

A Se o registro residencial for no mesmo local do beneficiário, é considerado 'morando junto'. Caso a pessoa não esteja fisicamente no Japão, escreva essa informação na Declaração de Saída Temporária.

Q "Eu me mudei de Toyota para outra cidade em junho. Ainda preciso enviar a declaração de situação atual?"

A Para receber o benefício do mês de junho em Toyota é necessário enviar o formulário

Informação · Endereço para o envio por correio

Prefeitura de Toyota Divisão de Assistência à Família

Endereço 〒471-8501 Toyota Nishi Machi 3 — 6 0

Tel 0565-34-6966 (Dias Úteis das 8:30~17:15)